

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月及び11年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月
② 平成11年10月

私は、300月以上の保険料納付済期間が無いと年金がもらえないと聞いていたので、定期的に保険料が納付できなかつたときでも、納付期限内には必ず納めるようにしてきた。

申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和61年の結婚後の国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き未納期間は無く、適時、国民年金に係る資格取得等手続を滞りなく行っていることなど、国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識も高かつたものと考えられる。

また、申立期間①について、国民年金保険料を共に納付していたとする申立人の元夫については、申立期間①は納付済みとなっている上、申立期間①の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間①の保険料納付を妨げる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、「A市区町村役場において、夫の退職と再就職に伴う国民年金第3号被保険者の手続を行った際、国民年金未加入期間が1か月あることが判明し、当時、私はまだ年金の受給資格を満たしていなかったため、国民年金第1号被保険者加入手続を行い、当該期間に係る保険料を納付した。」と主張しているところ、オンライン記録

によれば、申立てどおり、申立期間②直後の平成12年1月18日に申立人の国民年金第3号被保険者に係る資格喪失（平成11年10月28日付け）及び資格取得（平成11年11月1日付け）処理が行われことが確認でき、このことについてA市区町村役場は、「第3号手続以前の期間において、未加入の第1号（強制被保険者）期間が確認された場合、当該期間に係る資格取得手続及び保険料納付に係る事務処理が行われていたと思われる。」と回答していることから、申立期間②に係る第1号被保険者資格取得に係る処理についても当該第3号被保険者に係る手続と同時期に行われたものと推認でき、前述の申立人の保険料の納付意識の高さを踏まえると、申立人の主張内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から34年5月21日まで
② 昭和35年11月1日から36年3月11日まで

平成19年頃、社会保険事務所（当時）において、A事業所とB事業所に係る厚生年金保険被保険者期間について、昭和40年3月9日に脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

私は脱退手当金の手続をした記憶は無く、脱退手当金を受け取っていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4年後の昭和40年3月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の後の期間に申立人が勤務していたC事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が申立期間のみを請求し、支給日より近い当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和40年3月9日の約1か月後の同年4月1日に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月13日から同年6月5日まで
② 昭和26年7月17日から28年6月16日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、両申立期間の間に申立人が勤務していたA事業所B工場に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人に係る脱退手当金が支給決定された昭和28年当時の脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険被保険者期間が6月以上20年未満の女性が婚姻等のため被保険者資格を喪失した場合であるところ、申立人は、28年7月*日に婚姻により姓を変更しているにもかかわらず、申立期間の最終事業所（A事業所C工場）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の氏名が変更されていないことなど、一連の事務処理が適正になされたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年3月1日から20年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所B工場(現在は、C事業所)における資格取得日に係る記録を19年3月1日に、資格喪失日に係る記録を20年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から21年1月1日まで

私は、昭和16年4月からD事業所(申立期間当時は、A事業所に社名変更され、現在は、C事業所)に入社し、18年4月に同社E工場から同社B工場に異動となった。

D事業所は、昭和19年にA事業所に社名変更されたが、当時、会社側から、「健康保険、厚生年金保険は継続される。」と説明を受けたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 C事業所が保管する「社会保険被保険者台帳」により、申立人が、昭和19年3月1日付けでA事業所B工場に異動していることが確認できるとともに、i) 当該被保険者台帳において、申立人同様、D事業所E工場からA事業所B工場に19年3月1日付けで異動していることが確認でき、申立人と同質性の高い業務に従事していたとする同僚のF氏は、申立人のことを記憶しており、「申立人は、私と一緒にA事業所B工場に異動し、私が出征のため会社を退職した昭和20年2月以降も勤務していたと思う。少なくとも私が退職した時点では勤務していた。」と供述していること、ii) 申立人は、A事業所B工場の勤務中に終戦を迎え、20年8月15日の終戦後も工場の残務整理と復旧作業に従事したと主張しており、その記憶は鮮明かつ具体的であること、iii) 申立人は、工場にお

ける人員整理により退職したと主張しているところ、G事業所H事務所（A事業所B工場は、G事業所H事務所の名称で厚生年金保険の適用事業所に該当していたと推認される。）に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が勤務を開始したD事業所E工場があるI都道府県内において払い出された厚生年金保険手帳記号番号を持つ同僚98人のうち、87人の同僚が、20年10月31日に資格喪失していることを踏まえると、申立人の主張する人員整理が、当該時期に行われたものと推認されることなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち、19年3月1日から20年10月30日までの期間において、A事業所B工場に勤務していたものと推認される。

また、C事業所が保管する社会保険被保険者台帳によれば、D事業所E工場からA事業所B工場に昭和19年3月1日付けで異動し、申立人と同質性の高い業務に従事していた同僚のJ氏は、G事業所H事務所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人同様、19年3月以降の被保険者記録が確認できないところ、同氏は、A事業所B工場を退職した際に発行された送金明細書（昭和21年1月分）を所持しており、当該明細書において厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、日本年金機構K事務センターへ照会したところ、残存する前述の被保険者名簿は書換え後の名簿であり、書換え前の名簿は戦災のため焼失したと考えられると回答していることなどから判断すると、当該被保険者名簿に申立人の氏名は確認できないものの、申立人がA事業所B工場において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年3月1日から20年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届け出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間のうち昭和19年3月1日から20年10月30日までの期間について、勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等

の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が19年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年10月31日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述のJ氏のA事業所B工場における標準報酬月額の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和20年10月31日から21年1月1日までの期間については、C事業所が保管する社会保険被保険者台帳等を確認しても、申立人の勤務期間の終期を特定することができない上、複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間における勤務状況等に係る供述も得られないことなど、当該期間における申立人の勤務実態等について確認することができない。

そのほか、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年10月31日から21年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から19年4月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が20万円と記録されているが、実際に受け取っていた給与額より低い記録となっている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

2 申立期間のうち、平成15年5月から同年8月までの期間については、オンライン記録において、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年5月1日において、34万円と記録されていたところ、同年9月16日付けで同年5月に遡って20万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した平成15年5月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得した申立人を含む6人全員について、同年9月16日付けで標準報酬月額が資格取得日に遡って減額訂正されたことが確認できる。

さらに、申立人に係る「平成15年町県民税課税証明書」において確認できる社会保険料控除額等を検証した結果、申立期間のうちの当該期間については、減額訂正される前の標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）へ当初に届け出た34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主から供述等は得られないが、申立人に係る平成15年から19年までの町県民税課税証明書を検証した結果、前述の15年5月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額について34万円から20万円へ減額訂正の事務処理が行われた後の同年9月から18年12月までの期間について、標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認されることを踏まえると、事業主は、申立期間のうちの15年5月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったものと認められ、その結果、社会保険事務所は、減額訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成15年9月から18年12月までの期間については、申立人の当該期間に係る町県民税課税証明書から推計した厚生年金保険料控除額等に見合う標準報酬月額が、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成19年1月から同年3月までの期間については、当該期間に係る町県民税課税証明書において、厚生年金保険料等の社会保険料控除額が計上されていない上、申立人は当該期間の給与明細書等も所持していないことなど、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年9月から19年3月までの期間については、申

立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島国民年金 事案640

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から53年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料については、義母が納付してくれていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の義母は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市区町村（現在は、B市区町村）作成の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の保険料が、申立てどおり、納付されたことをうかがわせる記録は確認できない上、申立期間は44月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政機関の事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い。

さらに、申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から32年12月4日まで
私のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は、請求した記憶が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から脱退手当金として支給されたことになっている。
納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A事業所は、「当時、退職する女性職員に対して脱退手当金について説明を行い、会社が代理で社会保険事務所への請求手続を行っていた。」と回答しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている女性計53人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年12月4日の前後2年以内に資格喪失した者7人の脱退手当金支給記録を確認した結果、6人に脱退手当金の支給記録があり、6人全てが申立事業所に係る被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定されている上、当該同僚のうち、連絡先が確認できた二人の同僚は、「退職後、会社から金券か為替のようなものが送付されてきて、一時金（脱退手当金）を受領した。」、「当時、脱退手当金について、会社の担当者が本人の意向を聞いて代理で請求手続を行っていた。」と各々に供述していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。